

## (総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面及び電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第2項…記名はパソコン等、署名は自筆(サイン)。

第3項…定款例第28条第3項(総会の議決)において、社員総会の決議の省略を規定している場合に、規定します(法14の9)。

## 第6章 理事会

### 必要的記載事項

- ・会議に関する事項(法11①七)

理事会は、法上、必ず置かなければならないものではありません。ただし、法人の業務(※)は、定款に特別の定めがない事項については、理事の過半数で決することになります(法17)。

※「法人の業務」の例

①総会の議決事項の執行に関するもの ②総会に提出する議案

③事業計画、活動予算書 ④決算書、事業報告書の作成 ⑤会員の入会の承認 など

理事会を置く場合は、理事会の権能と総会の権能を明確にするためにも、定款に規定しなければなりません。

## (理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

必要的記載事項（法 11①七）

定款例第 23 条（総会の権能）等の他の条文と整合します。

「この定款で別に定める事項」とは、定款例第 14 条第 2 項（理事長の選任）等があります。

(理事会の開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の【2】分の【1】以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第 2 項…「〇分の〇以上」については法の規定はありませんので、法人が規定します。

(理事会の招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から【14】日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の【5】日前までに通知しなければならない。

第 2 項…「〇日以内」については法の規定はありませんので、法人が規定します。

第 3 項…「〇日前」については法の規定はありませんので、法人が規定します。「〇日前」とは、〇日前までに文書を発送すればよく、文書が到達しなければならないという意味ではありません。文書の到達日を考慮して規定しましょう。

(理事会の議長)

第 35 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(理事会の議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した理事の【2】分の【1】以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

□第2項…法人の業務は、定款に特別の定めがない事項については、理事の過半数で決することになります（法17）。

あらかじめ通知しない議決事項について、「〇分の〇以上の同意」の法の規定はありませんので、法人が規定します。

（理事会の表決権等）

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（理事会の議事録）

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印又は署名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

必要的記載事項

- ・ 資産に関する事項（法11①八）
- ・ 会計に関する事項（法11①九）
- ・ 事業年度（法11①十）

## (資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

必要的記載事項（法 11①八）

## (資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

~~必要的記載事項（法 11①八）~~

~~□定款例第 5 条（事業）に掲げた事業の種類に合わせて記載します。~~

~~□「その他事業」を行う場合は次のように規定します。~~

~~この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。~~

□特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は記載する必要はありません。

□当初、特定非営利活動に係る事業のみ行っていた法人が、新たにその他の事業を行い、定款に当該事項を追記する必要が生じた場合は、第 39 条を次のように記載することも可能です。

## (資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

## (資産の区分)

第 39 条 2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の 2 種とする。

## (資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別

に定める。

必要的記載事項（法 11①八）

#### （会計の原則）

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

必要的記載事項（法 11①九）

□「法第 27 条各号に掲げる原則」とは、①正規の簿記の原則、②真実性、③明瞭性の原則及び継続性の原則のことです。

#### （会計の区分）

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の 2 種とする。

~~必要的記載事項（法 11①九）~~

~~□定款例第 5 条（事業）に掲げた事業の種類に合わせて記載します。「その他事業」を行う場合は次のように規定します（法 5②）。~~

~~この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の 2 種とする。~~

□特定非営利活動に係る事業のみを行う場合は記載する必要はありません。

□当初、特定非営利活動に係る事業のみ行っていた法人が、新たにその他の事業を行い、定款に当該事項を追記する必要がある場合は、第 42 条を次のように記載することも可能です。

#### （会計の原則）

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

#### （会計の区分）

第 42 条の 2 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の 2 種とする。

#### （事業計画及び予算）

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

□定款例第 44 条～46 条及び第 49 条…予算管理を行うか否かは法人の任意です。予算管理を行わない場合又は内規等で予算管理を行う場合は、記載しなくてもかまいません（平成 15 年法改正により「予算準拠の法則」は削除されています（法 27 一）。）。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。